

凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方等に関する意見書 (遡及適用に関して)

平成22年3月17日

横浜弁護士会

会長 岡部 光平

第1 意見の趣旨

横浜弁護士会は、法務省が現在検討中の公訴時効の廃止・公訴時効期間の延長に係る改正について被疑者・被告人側の証拠の散逸による冤罪防止の観点等から反対するものであるが、当該改正を施行の際に時効が完成していない事件に遡及適用することについては、日本国憲法に明らかに違反することから、特に本意見書をもって、反対する。

第2 意見の理由

1 始めに

法務省は、本年2月24日に法制審議会から諮問第89号について答申された「答申(凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方等に係る要綱(骨子))」(以下「答申」という。)に基づき、人を死亡させた罪のうち、死刑に当たるもの(殺人罪、強盗致死罪等)については公訴時効の制度を廃止し、無期の懲役又は禁錮に当たる罪については30年(強姦致死罪等)、20年の有期の懲役又は禁錮に当たる罪については20年(傷害致死罪、危険運転致死罪等)、前二者の罪以外の懲役又は禁錮に当たる罪(業務上過失致死罪、自動車運転過失致死罪等)については10年に公訴時効期間を延長する旨の改正を行い、当該改正を施行の際に時効が完成していない事件に遡及適用することを検討している。

2 憲法上の問題点について

公訴時効制度の根拠について、横浜弁護士会は、公訴時効制度が、被疑者(冤罪の可能性があり被疑者が「犯人」とは限らない。)の利益のためにも認められている制度であると考えている。

憲法39条は、直接的には刑罰法規を制定してそれを遡及適用することを禁止するものであるが、訴訟規定であれば、無制限に遡及適用を認めるものではない。

すなわち、被疑者・被告人の実質的地位に直接影響を持つ実体法に密接な訴訟規定(公訴時効や挙証責任の規定)については、手続規定(訴訟法)であっても遡及適用は許されないと考えるべきであり、憲法学説上もこのように手続規定であっても遡及適用には一定の制限があるとの考え方が有力である。

また、公訴時効については、証拠の散逸等の訴訟上の理由だけでなく、犯罪の重大さに応じた一定期間の経過によってその可罰性が減少するという実体法上の意味もある。公訴時効の実体的な側面から考えれば、公訴時効の廃止・公訴時効期間の延長に係る改正を遡及的に適用することは、実体法の遡及適用であり、罪刑法定主義及び憲法39条により許されない。

したがって、答申のうち、公訴時効の廃止・公訴時効期間延長に係る改正を施行の際に時効が完成していない事件に遡及適用することは、憲法39条に違反することになる。

なお、そもそも、横浜弁護士会が公訴時効の廃止・公訴時効期間の延長に反対する理由に、

被疑者・被告人の弁護権・防御権が困難になるということがある。すなわち、被疑者・被告人の弁護権・防御権は、憲法31条により認められた権利であり、冤罪防止のためにも重要な権利である。

しかし、事件発生から起訴までに長期間を要した場合、時間の経過により証人の記憶が薄れたり、証人が死亡したりすることにより、反対尋問権への実質的保障が損なわれる、被告人に有利な証拠が散逸する(捜査機関が被告人に有利な証拠を積極的に収集・保全することは期待できない。)といった問題が発生する。DNA鑑定等の科学的証拠があったとしても、当時信頼できるとされた鑑定の信用性が後に否定されたという事例は足利事件にも見られるところであり、科学的証拠以外の証拠の収集が重要であることは言うまでもない(科学的資料が何故事件現場にあったのかという事情も重要である。例えば、犯人が第三者の髪の毛等を事件現場にわざと残すことは容易である。)が、時間の経過によりこれらの証拠は散逸してしまう。これらが公訴時効の廃止・公訴時効期間の延長に反対する理由であるが、遡及適用は、これらの問題に加えて更に憲法39条違反という問題を抱えるものである。

3 平成16年改正及び刑の時効の改正との整合性について

平成16年の刑事訴訟法改正において、公訴時効期間の延長がなされたが、遡及適用はなされていない。また、答申では、刑の時効の改正も記載されているが、やはり遡及適用はなされていない。これらは憲法39条からすれば当然の帰結であり、今回の公訴時効の廃止・公訴時効期間延長に係る改正においても維持すべきである。

4 被害者団体の声をどう受けとめるのかについて

法務省が遡及適用を検討している背景として、被害者団体の強い意見が寄せられていること等がある。

しかしながら、如何に多数の賛成に基づく立法であろうと侵すことはできない憲法上の権利というものがあり、被害者団体の強い要望であっても、憲法に反する立法を行うことはできない。

以上